

平成30年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年8月

魚沼市農業委員会

平成30年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
 欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	菫澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

平成30年度 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年8月27日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>11 番 酒井 浩 委員</u> <u>12 番 松田 敏彦 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 31 分

平成30年度第5回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第5回魚沼市農業委員会総会は、平成30年8月27日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。出席者19名でございます。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第5回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いいたします。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

今日の農地パトロールの結果報告によっては部会で集まるかも知れません。以上です。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

うちの部会も特にございません。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

別にありません。

広報部会会長（中澤正規委員）

広報部会から 26 号の農業委員会だよりができました事をご報告いたします。なお、寄稿いただきました皆様方には大変厚く御礼を申し上げますし、次号につきまして、第 3 部会から情報提供をお願いしたいと思っております。以上です。

議長（上村会長）

それでは、ただいま報告事項、それぞれあったわけですが、皆様方から質問等がありましたら、お願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第 2 「議事録署名委員の指名」について、会議規則第 14 条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号 11 番酒井浩委員及び議席番号 12 番松田敏彦委員の両名を指名いたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について

議長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書 3 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、今月は 6 件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第 1 号、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、お諮りいたします。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」については、1 番から 6 番まで届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は12件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後とも市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

説明の前に本日の議案であります整理番号24番につきまして、調整ができませんでしたので、今月の議案から削除させていただきたいと思います。申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

よって、議案書の訂正をお願いしたいと思います。議案書14ページ、整理番号24を削除させていただきたいと思います。以降整理番号を一つずつ繰り上げることとなりますので、よろしくお願いいたします。議案書22ページの合計欄になりますが、件数が45件、筆数が206筆、面積のほうは145,717.10㎡となりますので、訂正をお願いしたいと思います。

では、説明をさせていただきます。議案書7ページをお願いいたします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は賃借権の設定21件、使用貸借権の設定21件、所有権移転売買3件、合計45件です。

整理番号1番から41番までは*****との貸借契約の更新による案件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計843㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号2	申請地	*****	田	1,480㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号3	申請地	*****	田ほか4筆	合計2,374㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号4	申請地	*****	田	721㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号5	申請地	*****	田	662㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号6	申請地	*****	田ほか3筆	合計3,315㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号7	申請地	*****	田	631㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号8	申請地	*****	田ほか5筆	合計5,917㎡
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール

整理番号 9	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田 549 m ² *****円/10 アール
整理番号 10	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田ほか 8 筆 合計 13,022 m ² *****円/10 アール
整理番号 11	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田ほか 4 筆 合計 4,579 m ² *****円/10 アール
整理番号 12	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田 149 m ² *****円/10 アール
整理番号 13	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田 1,635 m ² *****円/10 アール
整理番号 14	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田ほか 2 筆 合計 3,405 m ² *****円/10 アール
整理番号 15	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田ほか 3 筆 合計 4,240 m ² *****円/10 アール
整理番号 16	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田 80 m ² *****円/10 アール
整理番号 17	申請地 貸付人 借受人 権利種別	***** ***** ***** 賃借権設定	田ほか 4 筆 合計 3,960 m ² *****円/10 アール
整理番号 18	申請地	*****	田 784 m ²

	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 19	申請地	*****	田ほか 11 筆	合計 5,676 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 20	申請地	*****	田ほか 1 筆	合計 1,087 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 21	申請地	*****	田ほか 10 筆	合計 8,857 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10	アール
整理番号 22	申請地	*****	田ほか 11 筆	合計 8,430 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 23	申請地	*****	田ほか 3 筆	合計 5,307 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 24	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 1,354 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 25	申請地	*****	田 484 m ²	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 26	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 1,602 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	魚*****		
	権利種別	使用賃借権設定	5 年間	
整理番号 27	申請地	*****	田ほか 11 筆	合計 11,712 m ²
	貸付人	*****		

	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 28	申請地	*****	田ほか2筆	合計 1,070 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 29	申請地	*****	田ほか7筆	合計 4,398 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 30	申請地	*****	田ほか3筆	合計 1,740 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 31	申請地	*****	田ほか8筆	合計 2,529 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 32	申請地	*****	田ほか7筆	合計 7,725 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 33	申請地	*****	田ほか5筆	合計 1,676 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 34	申請地	*****	田ほか2筆	合計 650 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 35	申請地	*****	田ほか3筆	合計 1,652 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 36	申請地	*****	田 3,040 m ²	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		

権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号 37 申請地 *****(田ほか6筆) 合計 2,705 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号 38 申請地 *****(田) 466 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号 39 申請地 *****(田ほか13筆) 合計 7,449 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号 40 申請地 *****(田) 138 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号 41 申請地 *****(田ほか3筆) 合計 1,877 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。*****(との5年間の貸借契約が満了となったため、契約更新のため申請があったものです。申請地には水稻またはソバ等を作付けする予定です。

なお、*****(への貸付けということで、*****(への貸付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号 42 申請地 *****(田ほか11筆) 合計 9,558.10 m²
貸付人 *****(
借受人 *****(
権利種別 使用貸借権設定 10年間

申請の理由は、経営移譲年金を受給するため、親から子への経営移譲です。

整理番号 43 番と 44 番は関連があるため、まとめて説明させていただきます。

整理番号 43 申請地 *****(田ほか1筆) 合計 1,205 m²
譲渡人 *****(
譲受人 *****(
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****(円

整理番号 44 申請地 ***** 田ほか5筆 合計 4,753 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号 43 番の譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作が出来ないため、整理番号 44 番の譲受人は高齢のため耕作が出来ないため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は申請地を畑として耕作し、野菜等を作付けしています。大型機械を一部所有しておりますし、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

なお、整理番号 45 番の案件につきましては、申請代理人が*****でございますので、審議・採決は最後になりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

以上、整理番号 1 番から 41 番につきましては、議案書に記載のあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。

整理番号 42 番から 44 番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ここで一旦説明を終わります。

議 長（上村会長）

それでは、議案第 1 号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤正喜委員

整理番号 1 番から 8 番、14 番、15 番、19 番、20 番、24 番、25 番、31 番、35 番から 40 番とかなり数がありまして、最初見たときに疑義がありまして、先ほど*****から取り下げがあった 24 番の件ですが、これは契約が今までずっとあったもので、私もそれなりには見ていたのですが、1、2 m 近くもヨシがずっとあり、「これは保全管理をどうするのか」と*****へ電話をしました。*****から金曜日に電話がありまして、「もう一回話をしてみようかな」というようなことでしたが、先ほどになりまして、「これはストップだ、あのままに保全管理は出来ない」というようなことでした。そんなことで、「では、うちのほうでは、総会にはその議案は出しませんよ」というような話しになりました。

そのほかに私どものほうは山がいっぱいありまして、それも一部ならばいいですが、保全管理もろくにされていない。その旨も*****の*****に話したら、「なかなか手が回らん」というようなことでした。「では、今後何とかしますか」と聞くと「なんとかしたいと思います」というような曖昧な表現でした。その中でも一部、ソバを植えつけるというようなことで、トラクターで耕運してありました。「それはソバですか」と言ったら、「ソバを植えたい」ということだったので、「そうですか、では、そのようにやってください」と伝えました。

それもいいですけども、山手になりますと畦畔が非常に雑草地で、なかなか周りの人もあんまり喜んでいないような保全管理をしているようです。それについては地主との話し合いになろうかと思えます。*****の今後の契約については 1 筆

ずつ見たほうがいいのではないかなというようなことで、先ほども小西委員と話をしましたが、「大変だ」というような答えが返ってきました。私が今回全筆見た中では、そのような案件が多数ありましたので、報告しておきます。

中澤正規委員

整理番号9番、10番、34番、43番、44番の案件ですが、現地確認をしてきました。それぞれの田んぼ、畑には作付けしており、周囲に迷惑のかかるような状況ではありませんでした。詳細については事務局の説明のとおりです。

佐藤廣治委員

整理番号11番、12番、16番、17番、21番、27番、29番、32番に33番、41番といくつかあるのですが、これは事務局からの説明のように、継続の3条申請です。*****それから*****、*****、*****という*****については、当然耕作及びソバ畑の管理が行き届いておりますので、問題がないというふうに現地確認をいたしました。ただ、*****、*****の一部が現地を見に行きましたが、立会いをしてもらったわけではないのですけども、最近になって耕作をしてソバを植えているような状況が見受けられました。たぶん先ほど佐藤正喜委員が話をしたので、急遽トラクターを入れたのではないかなというような感じを受けているのでございます。ただ厳密にいうと、図面どおりに耕作をしているかという、かなり山地ですので、境界がなかなかはっきりしないところがありました。しかし、耕作は全くしていないということはなかったですので、問題が大きくはないのではないかなということで確認をしてきました。

松田敏彦委員

まず整理番号18番ですが、これについてはきちんと作付け等されており、問題ありませんでした。それから整理番号26番、これについてはソバが植えてありましたが、ただ法面に関しては草ぼうぼうだったというようなことです。それから整理番号28番、これも同じようにソバを植えてありますが、周りの方については草だらけだというようなことです。それから整理番号30番については、作付けしてありましたが、*****の1筆だけ草ぼうぼうでしたが、行ったときにちょうど草刈りをしていたというような状況で、今まではしていなかったのではないかと思います。急遽言われてしたのではないかというふうに思われます。以上です。あとは事務局のとおりです。

小西正春委員

整理番号22番、23番、42番ですが、佐藤委員が言ったとおりで、大体同じようなことですが、一応ソバは前回と違って、みんなうちのほうは植えてありますが、周りは草ぼうぼうという状態でございます。これを強く言って、じゃあやめたということになると返すときは、借りたときと同じように原形復旧してもらおうとかたちになろうかと思いますが、そこらの見解を教えてもらいたいと思います。今のところはソバを植えてありましたので、問題ないということにしておきました。

議長（上村会長）

以上で、地区担当委員の補足説明を終わります。最後に小西委員の件ですけれども、事務局は分かる範囲でお願いします。

事務局（穴沢副参事）

契約の際の状況に戻すということが基本だと思っています。

小西正春委員

だからこれ原形復旧して返すということですね。

事務局（穴沢副参事）

そのとおりです。

事務局（米山事務局長）

直接その話ではないのですが、*****とは、4月から更新の契約が多数あり随時更新している状況であります。当然その審査は、GISという航空写真がありますので、それで確認しながら進めております。先ほどの佐藤正喜委員、小西正春委員のおっしゃる通りのところもありまして、事務局としては総会に提案できない申請については返却しております。今回の更新では調整をしていないようですので、この次の更新の際には確実にきちんとしたものを持ってくると厳しく伝えております。畔の部分が委員の皆様が言われているようなところがあるのは十分事務局としても承知しておりますが、これからの作業に期待して進めさせていただきたいと思っておりますし、今回見たところでこのような箇所がありましたらぜひ事務局のほうにも一報いただき、事務局から*****へ注意をしていきたいと考えておりますので、皆さんもよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、44番まで説明が終わりました。それぞれ内容について、質問・ご意見のある方はご発言をお願いします。

小幡悦男委員

今ほどから、皆さんのほうからいろいろと説明があったわけですが、それぞれの集落の中で中山間地等または保全隊等の事業で取り組んでいる部分もあろうかと思うのですが、集落との関わりというか、*****との話し合いとかはどうなっていますか。

佐藤正喜委員

私どものほうでは、一番いい平らで2町歩について*****が持っていてくれるのですが、いわゆる江ざらい・草刈り等については、私どもが実施する時に全然参加をしない状況です。この前*****と会ったとき、「なんせ集落の人はみんな江ざらいをしてくれているが、*****も水を使っているのだから参加してくれないか」と言ったら、「いや、なかなか田植えや耕運が忙しくて」と言われ、「では、あとでここからここまでしてください」と言ったら、「うちの若い人もあとで出すから、そうさせてくれ」と言っていました。「では、来年からしてもらおうように農区長にその旨を伝えておくから、農区長から*****のところへ話をする」と伝えました。けれども、農道の草刈りをしないから狭くなり、「大変だから草刈りをしてもらえないか」と言ったら、「それも田植えが終わったらする」という答えでした。確かに田植えが終わってからはしましたけれども、かなり残して草を刈り、それも草自体をどこへも持って行かず、そこへ敷いたまま捨てないで放置しているところがあり

ます。集落としても今までの農区長なり区長なりが*****と話は全然しておりません。今後、今までの水の関係で、私どものほうは*****をもらって、それによって農道整備等を行っているので、今後*****ともその辺の話を詰めていかなければならないと、集落で話しをしているのですが、具体的にはまだ進んでおりません。

議 長（上村会長）

ありがとうございました。小幡委員、よろしいでしょうか。

小幡悦男委員

はい、そういう部分はあるので、またいろいろ事務局等も集落間も含めた中で慎重に審議してもらって、良い結果が出るようお願いしたいと思います。

事務局（米山事務局長）

分かりました。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

酒井 浩委員

今、佐藤正喜委員のほうから、いろいろと疑義があるよというような話をされているのですが、それで許可をしていいのでしょうか。

議 長（上村会長）

その辺どうでしょうか。事務局長。

事務局（米山事務局長）

事務局としては、ある程度の振り分けをして、今回総会に提案しております。先ほどから何回も出ていますけれども、*****は中山間地の担い手でもありますので、5年間はなんとか頑張るということで本人たちも言うておりますので、今回はこの案件については決定いただければと思います。

議 長（上村会長）

今、事務局が返答いたしました。あくまでもこれは借受人と貸付人の、いわゆる地権者また利用者の中での、この農地の利用の契約でございます。私どもがこれを認可するに当たっては、*****がこれに該当する資格があるということですので、この対個人、相対的にはこの契約が通っているというようなことですので、あえてこれは認める。ただし、先ほどから話しが出ておりますように、いわゆる借受人の今後の管理、これをやはり指摘をしていかなければならないと思っております。またその中で、やはり今後私どもが注視していくところというのは、この利用の中であくまでも手が回らない、いわゆる放り構わないでおくようなところがあるとすれば、これはやはり*****に言うべきことであり、耕作が本当に出来ないのであれば、これはやはり地権者に委託先を指導していくということにくると思っています。いずれにせよ、その辺が農地パトロールの状況を見た中での地権者と借受人との仲を、いい方向へ誘導するというのが私どもの農業委員の仕事ではないかなと思っておるところでございます。

佐藤廣治委員

別の話ですけども、農業委員になってから「高齢になったので、田んぼをもうやっていく体力がない、なんとか耕作者を探してほしい」ということで相談を受けまして、そのことを地元のほうに話をしたり、それから中山間地の代表者の人とも何回かに渡って話をしたり、耕作放棄地が出来ると中山間地全体の交付金を返還しなければならないというような問題もあったりして、耕作者をいろいろ探してみましたが、非常に難しいというのが現状にあります。かなり条件のいい田んぼであれば、少し地区から離れても耕作してくれる人は出てきますけれども、なかなか条件の悪い、畔が長いといえますか広いというか、それから不整形であったりしたところの田んぼの耕作者を探すというのも、これも非常に難しい問題が山間地にはあります。それで、最終的に斡旋をしたのが*****でございました。その案件は*****のほうで耕作をしてもらっておりますけれども、こういう問題が多分発生しているのではないかなと思われるわけです。

それで、問題点は管理が非常に悪い、田んぼ、農地を全く耕作しない。放棄、草畑にしておくということは、これはもう完全に違反ですので、これは是正していかねばならないのですが、例えば畔草をなかなか刈らないとか、江ざらいに協力をしてくれないという問題は、現実に*****は年一回ぐらいしか草刈りをしません。あとは除草剤をまくか何もしないかというような状況だと思っておりますが、そこを改善してもらおうということはもちろんお願いをしなければだめですけれども、そういう状況だから許可しませんよと言った時には、耕作放棄地が発生してくる。これもまた農業委員としても、耕作放棄地を解消する一つの仕事もあるわけで、こっちが駄目になるとそれが駄目になるじゃないですか。非常に難しい点があるのではないかなという実感をしております。もちろん、*****がやっている管理のまずさから発生していることではありますが、江ざらいとか地区の関係との問題もこれは課題として十分あると思っておりますけれども、耕作放棄地を発生させないということも大切なことではないかなと思って、経験した事例がありましたので、報告をさせていただきます。

桑原正文委員

私も農業委員になってから、あちらの方を色々見させてもらっていますが、現地を見ると理解をできなくもない状況です。ただ、今言ったようにいきなり急に駄目だというわけになりませんので、今回1回猶予期間を与えて、「次回の更新の時には少し改善の方向が見られないと、やはり農業委員としても考えを変えなければなりません」という話をするのが一番だと思います。

それと、これは人から聞いた話ですが、魚沼市からやはり*****のほうに行っているかたもいらっしゃる。私のところに直接は来ませんでしたが、知り合いの人に*****の農業委員からも彼には許可をしないとか言い始めている人もいます。やはり、平場といえども大規模農家だと普通の皆さんの管理とやり方ができない。やはり手が回らないといえますか、普通の方が5回草刈りをするとところを例えば2回しかできなかつたとか、そういうのがあると思っておりますので、その辺をこれから農業委員会はもう少し厳しく指導をしたほうがいいのではないかと思います。たぶん、これは*****だけの問題ではなくて、これからどんどん大規模農家が増えていくと思っておりますので、このような状態が必ずまたほかの地区でも出ると思います。それは、やはり農業委員会がもう少し厳しい目で最初のうち指導

をしていったほうがいいのではないかと思います。

事務局（米山事務局長）

桑原委員、佐藤廣治委員のおっしゃるとおり、*****にもはっきり伝えておりますし、きちんと説明もしております。このような原野や山林になっているようなところを本当に耕せるのか、本当にやっているのかというところまで事務局は聞いております。桑原委員からの提案のとおり、その3年から5年のスパンで少し長い目で見ていただいて、逐一*****については何かありましたら指導していきます。現在*****との話し合いを進めている中で、*****とも話ができる状況になっておりますので、何かあれば事務局に連絡をいただき、また、ご協力もしていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（上村会長）

いろいろな意見ありがとうございました。私ども魚沼市だけではなくて、この山間地の問題、また出し手、受け手、それにまたがる農地の問題ということで、なかなか結論が出ないというようなところでございますけれども、今局長が言いますように、受け手に対しての指導等々については、今後とも進めていくということをお願いいたします。

そのほかありますでしょうか。

中澤正規委員

去年あたりに少し聞いた話ですけども、中山間地で今非常に出し手があっても受け手がない。放っておけば耕作放棄地になる。では、それをどういうふうに活用しようかと県のほうでカンゾウ菜園、カンゾウとは薬草ですが、カンゾウの栽培とか、ツバキ油を取るツバキを植えたらどうだという話が去年あたりから出ているのですが、具体的にまだそれは煮詰まっていないのでしょうか。

事務局（米山事務局長）

前からそのカンゾウの話、山野草、薬草の話は出ていいますが、まだ具体的な話にはなっておりませんし、内容については聞いておりません。

議長（上村会長）

実は、私が2年前にこのカンゾウ、いわゆる薬草を育てていた。今イチジクをやっているのですけれども、転作田でやっているのですけれども、そのカンゾウ、いわゆる薬草に興味をもって、「実はそういう説明会もあるけれども上村さん出てもらえないか」と言われて出てきたのですけれども、私のほうのところは地域の特性からいうと、なかなか薬草に合わない。堀之内にシャクヤクもやっていますけれども、山間地の山の中でということになると、なかなかそこがうまくいかない。転作として本当に何でもいいやということならそれでいいのですが、それが本当に将来真剣にやってどこまでなるかといったら、まあ無理だろうという話になって、相手のほうも「こっちでは無理かな」という話を実はしたものだから、それから話が途切れているような状況です。そういった話もまだ続いていると思いますので、また情報が出ましたらつなげたいと思います。

そのほか、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、なければ進めさせていただきます。採決に入ります。採決は権利の種

類ごとに行います。

まず、賃借権設定に係る賃借権に関する整理番号 1 番から 21 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定に係る使用賃借権設定に関する整理番号 22 番から 42 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号 43 番から 44 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、最後に残しておきました 45 番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

櫻井委員の退席については、説明が終わってからでお願いします。

では、説明を続けさせていただきます。

整理番号 45 申請地 ***** 畑 231 m²
 譲渡人 *****

 譲受人 *****
 権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作をすることが出来ないため、隣接する農地を耕作している譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

以上、整理番号 45 番につきましては議案書に記載のあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号各該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

続きまして、地区担当委員から調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

森山行雄委員

整理番号 45 番ですが、調査は 8 月 19 日に現地を確認いたしました。20 日に*****のところにお伺いをいたしまして、大体の内容をお聞きいたしまして、*****のほうに電話をかけて、説明どおりということで確認をさせていただきましたし、*****のほうにもあとで電話確認をさせていただいて、このとおりであるということでございます。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

あえて質問をさせていただきますけど、これを見ると非常に価格が高いですね。これ、一反歩に直すと*****円ぐらいになります。お互い同士で話し合いの結果この金額を決めたので、うちらがとやかく言う必要はないと思うのですが、通常の売買価格にしてはあまりにも高いのではないかという感じがします。別にほかの目的があるということではないと思いますけども、その辺も私、いつだったかも高すぎるやつが出たので質問をしてみたのですが、やはり、通常取引価格とかけ離れている数字が出ると心配の点があるものですから、それをあえて質問をさせていただきます。以上です。

議 長（上村会長）

分かる範囲で説明できましたら、お願いします。

森山行雄委員

代理人のほうから連絡がきまして、私としては、この売買価格はあまりよく確認をせずに調査をしたものですから、そのときは認識をしていなかったのですが、周りにも農地があって、この部分だけ抜けているみたいな感じなので、この価格で合意したのかなというふうに推測しますが、その辺は価格を含めた確認はしておりませんでした。

議 長（上村会長）

事務局のほうで、何か確認はありますか。

事務局（穴沢副参事）

特にしておりません。

議 長（上村会長）

双方の理由だというようなことですが、よろしいでしょうか。

桑原正文委員

はい。別に当事者が納得しているのに、私たちがとやかく言われませんので、ただ聞いてみただけです。よろしくお願いします。

議 長（上村会長）

そのほかに、どうでしょうか。

中澤正規委員

相当、宅地より高いような金額の取引になりますが、この金額で周囲に及ぼす影響はあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。この金額で取引をした場合。

議 長（上村会長）

その辺は如何でしょう。

森山行雄委員

すみません。分かりません。

中澤正規委員

調査の最後のところにも「適正な価格であるかないか」という調査項目があるのですけども、たぶんこれは宅地より高い金額だと思います。それほど生産性がある畑なのか。

事務局（米山事務局長）

申し訳ありません。その関係については調べさせてもらっていいですか。その価格の関係につきましては、両者同意の基というように事務局としても考えておりました。

中澤正規委員

価格はここにいる人だけしか分からないと思いますが、もしこれが漏れたときには、この畑は*****円で買ったのに、うちのももっと高く買ってくれとか、そういうのが出ない事を願っておりますけど。

事務局（米山事務局長）

その価格については一切公表しておりません。本人たちから出ない限りはどこにも出ませんので、それについては問題ないと思いますが、何か影響があるのかどうかというところまでは確認しなかったものですから、少し勉強させてもらって、次の総会の始めにでも、私のほうから説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（上村会長）

分かりました。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、採決に入りますので、*****は退席してください。

（*****退席）

それでは、所有権移転売買に関する整理番号 45 番につきまして申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての、整理番号 1 番から 45 番までは、異議なしと認め申請のとおり許可いたします。

（*****着席）

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書 23 ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、
今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか3筆	合計 775 m ²
	農地区分	その他の農地としての第二種農地		
	申請人	*****		
	申請理由	土地の形状が稲作には不便であり、養鯉池として土地を利用するため		
	転用目的	養鯉池の造成		
	判断理由	農用地域内にある農地以外の農地であって、第1種農地、第2農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため。		

申請地は*****地内の農地です。土地の形状が稲作には不便であり、養鯉池として土地利用されており、始末書の提出がされております。

議長（上村会長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。続いて地区担当委員の調査・補足説明に入ります。

整理番号1ですが、現地を24日に確認をさせていただきました。ここの沢は一連養鯉池の利用をしているところをごさいますて、稲作ではとてもできない沢の流域です。図面を見るように、この一つの沢がそういった区切った養鯉池ということで、ここもきちんと整理をするというようなことで、本人から申請があったと聞いております。事務局の説明のとおりであります。

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、よろしくお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」の整理番号1番について、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当と決定し、県に進達をいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書の25ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、
今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 573 m²
農地区分 その他の農地としての第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請理由 ****の安全工事に伴い運送業を移転するため
転用目的 一般住宅建設用敷地、運送業の倉庫敷地、車両回転
場、駐車場
判断理由 農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農
地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当し
ない農地であるため。

申請地は****地内の農地です。****の防災安全工事のため、
自宅と自営の運送業を移転することとなり、申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 畑 73 m²
農地区分 その他の農地としての第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請理由 車両の出入りが、し易いように県道沿いに車庫を建築す
るため
転用目的 車庫建築用敷地
判断理由 農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農
地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当し
ない農地であるため。

申請地は****地内の農地です。現在車両の出入りに不便を強いら
れており、この度、県道に面した場所に車庫を建築する旨、申請があったも
のです。

整理番号3 申請地 **** 田 942 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 ****円
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請理由 集合住宅（8世帯）と駐車場（16台分）を取得し、今後
の生活安定化を図るため
転用目的 集合住宅建築用敷地、駐車場敷地
判断理由 住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担して
いるため。

申請地は****地内の農地です。集合住宅8世帯分と駐車場16台
分を新設する旨、この度申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 572 m²

農地区分	その他の農地としての第二種農地
権利種別	所有権移転 売買 **** *円
譲渡人	*****
譲受人	*****
申請理由	現在の敷地が手狭になり、資材置場、重機車両置場等を設置するため
転用目的	プレハブ建築用敷地、資材置場敷地、重機車両駐車場敷地
判断理由	農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため。

申請地は*****地内の農地です。現在使用している敷地が手狭になり、プレハブ2棟を建設用の敷地及び資材置場、重機車両置き場の駐車場を確保する旨、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

続きまして事務局長より補足説明をお願いします。

事務局（米山事務局長）

議案の修正をお願いします。権利種別の欄に、所有権移転とだけ記載されておりますが、その下に売買という文字の追加をお願いします。大変申し訳ありません。4件とも売買でございます。

議 長（上村会長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

小幡悦男委員

この整理番号1番の件につきましては、何年か前に3年3作という部分で否決というかになりまして、今ようやく3年3作という部分がクリアできましたので、申請を挙げさせてもらいました。整理番号4番も同じことですが、これは事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

整理番号2番ですが、事務局の説明のとおりでございます。一部、譲渡人の地籍が入っているというようなことで、そこを売買で修復し、車庫を建てたいというようなことでございます。現地も24日に確認をいたしました。いわゆるこの地域では裏県道というような立地条件が道路沿いで良いところというようなところで売買が決まったということでございます。

櫻井信夫委員

整理番号3番ですが、事務局の説明のとおりです。なお、この譲受人、*****のほうで、もう既に仮登記がなされているということで、問題ありません。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・

ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

それでは、議案書の27、28ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は5件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	70 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	50年以上前から耕作されていないため、山林化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	畑ほか2筆	合計 648.76 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和60年頃から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号3	申請地	*****	田ほか5筆	合計 933 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和28年から耕作放棄され、原野化しており農地として復元することが困難なため。		

整理番号 4	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 2,095 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	平成 29 年 7 月 18 日の豪雨災害により、土砂が流入し、農地として復元することが困難なため。		
整理番号 5	申請地	*****	畑ほか 2 筆	合計 1,022.21 m ²
	申請者	*****		
	非農地の原因	40 年以上前から耕作されていないため、山林・原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

1 点だけ確認させてください。3 番の*****の事実確認の件ですが、4 条申請の場所とたぶん同じだと思いますが、一番北側の養鯉池になっているところに一部食い込んでいる部分がありますが、それは差支えないということで判断してよろしいでしょうか。

事務局（米山事務局長）

私から説明をさせていただきます。*****から相談がありまして、現在養鯉池であることと、国土調査がまだ済んでいないところであり、公図と現況に相違があるため、どのように解決したらよいのかという内容でした。県の転用の担当に相談した結果、4 条申請するところと非農地にするところを分けて解決することで協議が整い、今回総会に上程した次第でございます。以上でございます。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

中澤正規委員

4 条申請の中で養鯉池として認めた部分に、「養鯉池としてやりなさい」と県のほうからは指導があった。けれども、そのあとで非農地としてという、4 条の申請をした中に非農地があっても差支えないということですか。

事務局（米山事務局長）

地番は重複していないと思っています。

中澤正規委員

図面を見る限りでは、たぶんこの真ん中に見えるところが 4 条申請で養鯉池の A の部分に入るのではないかと思います。見方がおかしいのか。

桑原正文委員

4 条申請は、確かこれは B と C のほうだけだと思う。

中澤正規委員

4条申請はBとCの半分だけでも、養鯉池Aの中に一部農地法の適用を受けないのが入っているのではないか。

議長（上村会長）

現地を私は見たのですけども、この18ページですよ。

中澤正規委員

19ページの養鯉池Aの中に、一部農地法の適用を受けないが入っているのではないのでしょうか。そうすると、養鯉池としてはその部分が認められないということになるのですが、たぶんこれは原形がない場所だと思いますけども。

事務局（米山事務局長）

その通りです。公図と現況に相違がある場所です。一体どのように解決をしていったら良いのかということで県と協議をしました。地番自体を協議し非農地の部分をきちんとすみ分けをしております。この19ページは現況図面です。

桑原正文委員

中澤委員の言いたいことは、この養鯉池Aの黒く塗りつぶした以外の白いところは何だかという話でしょう。

中澤正規委員

いやいや、そうじゃなくて。要はこの農地として認めないですよという場所の中で、養鯉池Aという部分の中にL字型で黒いが入っていますので、それが本当に農地として認めなくていいのか悪いのかということです。

事務局（米山事務局長）

大変申し訳ありませんが、この19ページは公図と相違のある現況図面がついています。30ページも同様です。先ほども申しましたが、公図が現況に相違があるところを一体どうして進めていったら良いのか、現に養鯉池にしまっているところを、どうやって解消したらいいのかというところで進めたものです。地番は先ほども申しましたが、重複はされていないので、「ここは非農地として扱いますよ、ここは4条の申請許可でいきましょう」ということで、許可権者である県と協議した結果、これで進めましょうという話になったものです。この位置図が意味をなしていないので混乱を招く書類で、大変申し訳ありませんがご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

松田敏彦委員

図面が、そもそも4条のほうがおかしいと思います。この三つ池がある一番上は、これはいらぬと思います。こっちの図面からいくと既にある池になります。

事務局（米山事務局長）

19ページの話ですよ。19ページは現況であり公図と相違があります。

松田敏彦委員

こっちの申請の3筆ありますよね。それが右の図面からいうと、下の二つだけが該当するのであって、一番上はもう今までもある。

事務局（米山事務局長）

すみません。19 ページは削除していただいてよろしいですか。その図面を見ると混乱しますので、再度、図面を提出したいと思いますのでよろしいでしょうか。

議長（上村会長）

はい。それでは、この公図と現況に相違があり、かつ、図面との整合性も取れていないようですので、その辺はきちんと調整をしていただきたいと思います。

そのほか、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、まずもってこの議案書の整理番号の地番というようなことでご了承いただきたいと思います。そんなことで、採決に入らせていただきます。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番から5番まで申請のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定いたします。

整理番号4番につきましては、公図また図面、地番等々、所在地については再度確認をお願いいたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書29ページ及び本日追加配付をさせていただきました位置図をお願いいたします。

議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、3件となっています。

整理番号1	申請人	*****
	変更申請土地	***** 田 406 m ²
	変更理由	住宅及び車庫建築用地として

整理番号2	申請人	*****

	変更申請土地	***** 畑 内180 m ²
	変更理由	鉄塔建替え工事用地として

整理番号3	申請人	*****
-------	-----	-------

変更申請土地 **** 田 44 m²
変更理由 駐車場及び農作業場用地として

以上3件については、住宅等建築用地及び送電線・鉄塔建替え用地として農用地区域から除外する旨について、意見を求められたものです。内容から、計画変更同意できるものと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案5号につきまして、事務局の説明が終わりました。
内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

すみません。3番について、位置が分からないのですが。2番については中心の丸の中であれだと思いましたが、44 m²ばかりでは、五千分の一だとなかなか出てこないと思います。たぶん地続きのそこだとは思いますがどうですか。

事務局（塩川副参事）

大変わかりづらい図面でございますが、****の地内でございますが、この三叉路のところに丸印を付けてありますが、この丸印の中の中心部の、わかりづらいのですが、中心部のその黒く塗った横長の部分でございます。

事務局（米山事務局長）

大変わかりにくい図面で申し訳ありませんでした。わかりやすい図面をこれからは提出するようにいたしますので、大変申し訳ありませんでした。

議長（上村会長）

いずれにせよ、この地図も重要、更正図も重要ですので、誰が見ても分かるように、あまりほかが見えなくても、そこが分かれば大体想像がつくと思いますので、今後よろしくをお願いいたします。

事務局（米山事務局長）

はい。大変申し訳ありませんでした。

議長（上村会長）

ほかに、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、整理番号1番から3番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の31ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 1件
筆数 2筆
面積 1,060 m²

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。
所有権移転につきましては、今月はありませんでした。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第6号につきまして事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢副参事）

・幹事会の結果報告について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告・議案それぞれ各事項については全て審議を終了いたしました。大変ありがとうございました。

なお、いろいろ意見をいただきました。事務局のほうで回答をよろしく願いいたします。なお、許認可の採決でございますので、地図または更正図等々、明確に誰でも分かるような資料を配付するよう事務局は注意を払っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（時刻は15時31分）

上記会議の内容は、平成30年度第5回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
